新型コロナ感染症「第7波」から、市民のいのちを守るための緊急要請

新型コロナは、オミクロン株BA. 2系統から、さらに感染力の強いBA. 5系統等の変異株へ置き換わり、経験のない感染急拡大となっている。発熱外来がパンク状態となり、自主的な抗原検査で陽性となっても受診できず、健康観察も行われない事態が多発している。医療機関や保健所が崩壊しかねず、市民のいのちを守る対策が急務である。

季節性インフルエンザと危険性が変わらないとの議論があるが、高齢者の重症化率・致死率はインフルエンザよりもかなり高いと指摘されており、かつ変異株への警戒も必要であり、根拠のない政府の過小評価に与するべきではない。

政府は、6月から入国制限と空港検疫を大幅に緩和し、入国時検査数も1日=1万件から1日=数百件に減少させ、水際対策を「ないに等しい」状態とした。海外からのBA.5の流入が一気に進んだと考えられる。その一方で、「第7波」に備えた医療・検査・保健所の抜本的な体制強化を行うどころか、医療機関に対して、新型コロナ対応の診療報酬さえ次々と減額させている。

そもそも「第6波」で、救急搬送困難事例は過去最多、死者数も1万人超という最悪の事態となったことを直視するならば、これまでの対応への真摯(しんし)な反省のうえに、医療・検査・保健所等の体制強化、財政支援を拡充するよう強く国に求めるべきである。

「第7波」から市民のいのちを守るために、危機感をもって以下の対策を行うよう要請する。

- 1. 症状の有無に関わらず速やかに抗原検査が受けられるよう体制強化を行うこと。
- 2. 医療機関をはじめ、自治体職員、高齢者・障害者・子どもに関わる施設や事業所関係者、学校等において、少なくとも1週間に1回は定期的な抗原検査が実施できるようにすること。
- 3. 抗原検査キットを事業所、学校、保育所などを通じて市民に配布し、風邪症状のある場合は事前に検査ができるよう、積極的な活用を呼びかけること。
- 4. 濃厚接触者となった医療従事者・介護職員・福祉職員が業務を続けるために行う検査 は、全額国庫負担となるよう国に求めること。
- 5. 濃厚接触者に対しては、PCR検査キットの配布も検討すること。
- 6. 感染防止のための定期的な検査を行う事業所に対し、財政支援を行うこと。
- 7. 軽症や無症状の感染者から家族等への感染を防ぐため、宿泊療養施設での受け入れ体制を確保し、施設療養にあたっての様々な事情を考慮し、必要な措置を講じること。
- 8. 重症化リスクの高い方との接触が避けられない医療従事者や関係者、介護従事者、自 治体職員などへのワクチン接種を速やかに進めること。
- 9. 学校、役所、高齢者、福祉施設職員等はもとより、ワクチン接種を必要とする人が、 安全・迅速に接種できるよう、有効性・安全性の情報提供を行うこと。
- 10. インフルエンザとの同時流行に備え、高齢者や重症化リスクの高い方のインフルエンザワクチン接種が無料で受けられるよう費用の補助対象を広げること。
- 1 1. 休暇や夏休みの影響を見越し、万一の事態に備え、自治体主導の臨時的医療施設や療 養施設がすぐに機能できるよう、早めの検討を行うこと。
- 12. 地域経済、特に中小零細業者には深刻な営業不振が及んでいることから、個人事業者の固定費や経費の支援、税の特別減免や返済猶予など、廃業させないための対策を行うこと。
- 13. 感染時における、非課税世帯、ひとり親世帯、単身世帯などの生活にかかる相談にき

め細やかに対応できるよう体制を強化すること。

- 14.2年以上にわたり保健所のひっ迫状態が解決されないまま、より大きな感染の波が起きており、自治体の他部署からの応援には限界がきている。保健所の抜本的な体制強化に向け、正規・常勤職員の人員増、施設や設備の拡充など、必要な措置を講じること。また、 | HEAT (アイヒート) などによる保健師などの人材派遣を国や県に要請すること。
- 15. 祭りや各行事、行楽や旅行などに際し、感染拡大防止をどのように講じるのか、専門 家や医療関係者の知見もふまえ、具体的な判断基準を示すこと。市が主催する行事の実施 については十分な協議を行い、感染状況によっては延期・中止の決断を躊躇なく行うこと。
- 16. 国に対し、第7波のもとで新型コロナの感染症法上の位置づけ(2類相当)を変更しないよう求めること。

以上